

令和8年度弘前市会計年度任用職員（自転車放置防止指導員）募集要項

自転車等放置防止業務に従事する会計年度任用職員（自転車放置防止指導員）を募集します。

令和8年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和8年度予算成立の状況によつて、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、令和8年度予算は令和8年第1回定例会の議決を経て決定する予定です。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (自転車放置防止指導員)	<p>【雇入れ時】 弘前駅中央口周辺の自転車放置等に対する指導・警告・撤去及び運搬など</p> <p>【変更の範囲】 変更なし</p>	2人	令和8年4月1日

2 応募資格

- 普通自動車運転免許を取得していること（公用車を使用してのパトロール、撤去業務等があります。）。
- 放置自転車に関する知識または経験がなくても応募は可能ですが、積極的に知識を取得しようという姿勢が求められます。

3 雇用期間

令和8年4月1日から令和8年11月30日まで。

※次回の雇用期間は令和9年3月1日から令和9年3月31日まで。

※以降については業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回まで（令和10年度）まで。）。

なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

※毎年12月1日から2月末日までの冬期間は雇用なし。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
地域交通課	<p>【雇入れ時】 弘前市役所（弘前市大字上白銀町1番地1）及び弘前駅周辺（弘前市大字表町1番地1） 【変更の範囲】 変更なし</p>	<p>休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日 勤務時間：週30時間勤務 (10:00～16:45) 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：無</p>

5 休暇

(1) 年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）：

- ・有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
- ・無給（療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

(1) 給料／報酬

月額198,200円～205,000円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引き下げ）をすることもあります。

(2) 通勤手当／費用弁償

通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代（1か月あたり月額150,000円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）。

(3) 期末・勤勉手当

6月と12月に関係規定に基づき支給（在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）

(4) 給与締切日

月末締め

(5) 給与支払日

当月21日

7 社会保険等

社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 応募方法

次の書類を全て、地域交通課（市役所前川新館3階）へ郵送（〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市地域交通課交通政策係）または持参により提出してください。

（1）履歴書

市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等）を記入し、顔写真を貼付してください。

（2）普通自動車運転免許証の写し

9 受付期間

令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）

※郵送による場合は、令和8年1月30日（金曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

10 選考方法

令和8年2月17日（火曜日）頃に個人面接を実施し、採用者を決定します。個人面接の詳細については、受付期間終了後に通知する予定です。

11 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- （1）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- （2）信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- （3）秘密を守る義務（同法第34条）
- （4）職務に専念する義務（同法第35条）
- （5）争議行為の禁止（地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条）

12 その他

営利企業への従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となりことがあります。

13 問い合わせ先

雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）

業務内容について：地域交通課交通政策係（電話：0172-35-1124）